

奥州市
農業振興ビジョン
中間評価報告書(案)

奥州市
2021 年●月

目 次

第1章 はじめに

趣旨	1
----	---

第2章 取組についての達成状況と今後の方向性について

第1 方針1 農地の生産性の向上	2
第2 方針2 担い手の確保・育成	9
第3 方針3 消費者から支持される商品の生産力のアップ	16
第4 方針4 本市の農畜産物の需要拡大	23
第5 方針5 農山村の振興	29

資料編

- 中間評価書策定の経過
- 奥州市農林審議会条例
- 奥州市農業振興ビジョン中間評価プロジェクトチーム会議設置要領
- 奥州市農林審議会委員名簿
- 奥州市農業振興ビジョン中間評価プロジェクトチーム員名簿
- 奥州市農林業センサス概要版

== 補足 ==

今回の中間評価書の作成にあたり、現行の市農業振興ビジョン（令和元年5月策定）における取組の見直しや目標値の修正等を図っており、新たに追加した取組等については「【新規】」、目標値を修正した場合は見直し前の目標値等に「【計画】」と表記している。

第1章 はじめに

趣旨

本市では、令和元年5月に農業の振興を図ることを目的として「奥州市農業振興ビジョン」を策定しました。当該ビジョンに基づき、米、牛、りんご、野菜、花きなどの生産振興の支援、農業経営の持続化を図るための基盤整備事業、農産物の被害や耕作放棄に繋がる有害鳥獣の対策強化を推進し、また、農業者の高齢化と減少が進んでいることから農業経営体の大規模化と併せて新規就農や担い手の経営を継承し発展させる取組、日本型直接支払制度により中山間地域等における地域の共同活動、農業生産・自然環境の保全活動などに取り組んでまいりました。

本計画は令和8年度を最終年度としており、市総合計画後期基本計画の策定年である令和3年度において、前年度末時点での目標達成状況等について調査、分析を行い、これまでの課題を整理し、今後さらに取り組むべきポイントを明らかにするために、中間評価を実施しました。

今回の中間評価を踏まえ、当該ビジョンの見直しをはかり、今後も本市農業への変わらぬ思いである“ともに笑顔で暮らすための農業を作り上げ、次の世代につなぐこと”の実現に向けた取組を進めて参りますので、皆様のより一層の参画とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

第2章 取組についての達成状況と今後の方向性について

第1 方針1 農地の生産性の向上

1-1 基盤整備の推進

(1) 取組内容

取組項目	実施状況	取組内容(上段:計画、下段:中間評価時点での取組状況)
① 基盤整備事業の導入による農地集積・集約の推進	実施	<p>営農の効率化や生産コストの低減を進め、強い担い手を育成するため、受益面積が一定規模以上の農地について、大区画化や排水対策、水管理の省力化・合理化のための整備を推進します。</p> <p>上記の基盤整備事業の導入に向けて地元が作成する営農計画について、岩手県、土地改良区、農業協同組合等関係機関と連携して支援します。</p> <p>県営土地改良事業や団体営土地改良事業の実施により、営農の効率化と低コスト生産を促進するため、水田の大区画化や排水対策、水管理の省力化・合理化のための整備を行うとともに、農地集積、集約に向けた営農計画の作成について、関係機関と連携して支援を行った。</p> <p>また、防災減災事業によりため池や幹線水路の補修等を行った。</p> <p>令和2年度基盤整備事業の整備面積(事業費ベース) 30.9ha</p>
② 地形条件に合わせた営農条件改善の支援	実施	<p>中山間地域等の受益面積が一定規模未満の農地は、土地改良区等と連携し、畦畔除去や暗渠排水の整備等の耕作条件の改良を支援します。</p> <p>土地改良区が主体となった農地耕作条件改善事業の実施により、畦畔除去や暗渠排水の整備を行った。</p> <p>また、県のいきいき農村基盤整備事業を周知する等し、希望組織への支援を行った。</p> <p>令和2年度:1地区</p>

(2) 目的の達成状況

項目 (把握方法)	計画策定時の 現状値	2021 年度(中間評価)		2026 年度 (最終評価)
		計画	実績	
1 経営体育成基盤整備事業(※1)等の水田整備面積(※2) (岩手県資料)	3,975ha	4,489ha	4,006ha	5,084ha
2 経営体育成基盤整備事業等の農地集積面積(岩手県資料)	2,804ha	2,889ha	2,889ha	3,001ha
<p>【達成状況の要因分析】 『未達成』</p> <p>実績は、事業完了面積を記載している。遺跡調査及び登記手続きに時間を要したことから事業完了となっていないが、工事は概ね計画通りに進捗しており、2026 年度には計画を達成する見込みである。</p>				

※1 低コスト生産、高収益作物の導入等、持続的・安定的な営農に向けて、ほ場整備等生産基盤を整備する事業。

※2 経営体育成基盤整備事業の算定内容…事業完了面積を計上。令和2年度までに石山地区 30.9ha 完了。令和3年度には4地区 290.9ha、令和5年度には4地区 679.8ha 最終評価時点では、計画面積 5,084ha を見込んでいる。

(3)中間評価と今後の取組の方向性

- | | |
|---|--|
| ① | ほ場整備は、労働生産性の向上、担い手の育成、及び農地利用の集積により農業経営体の育成に大きな役割を果たしている。今後も県営土地改良事業を継続して実施していく必要がある。 |
| ② | 小規模な暗渠排水や区画拡大等を希望する地域に対しては、農地耕作条件改善事業や県のいきいき農村基盤整備事業により地域事情にあった支援を実施していく必要がある。 |

1-2 農地の集積・集約化

(1) 取組内容

取組項目	実施状況	取組内容(上段:計画、下段:中間評価時点での取組状況)
① 貸与・売り渡し希望農地の掘り起こしと集積のあっせん	実施	<p>農業委員及び農地利用最適化推進委員により、貸与・売り渡し希望農地の情報を収集し、規模拡大を希望する担い手との賃借・売買をあっせんします。</p> <p>農業委員及び農地利用最適化推進委員により、貸与・売り渡しの希望農地の情報を収集し、規模拡大を希望する担い手との賃借・売買のあっせんに取り組んだ。</p> <p>■令和元年度実績: 19.5ha ■令和2年度実績: 23.7ha</p>
② 地域農業マスタープランの作成・更新(国名称:人・農地プラン) 【関連 2-1、3-1】	実施	<p>地域の中心となる経営体を明確にするとともに、農地の集積や集約化に向けた地域の機運を醸成するため、地域の積極的な話し合いを促し、地域農業マスタープランの作成や更新に取り組めます。</p> <p>令和元年度に実施した、耕作者へのアンケート、その結果を基に作成した図面を利用し、令和2年度末までに地域の話し合いを実施しプランの実質化を進めた。</p> <p>令和2年度末において全31地域中29地域で実質化済。 既に実質化済:12地域+令和3年度中に実質化31地域=43地域で実質化(残る2地域も令和3年度中に実質化見込)</p>
③ 農地中間管理事業の導入	実施	<p>地域農業マスタープランによる話し合いを進め、人と農地の問題を解決する手段として農地中間管理事業による農地集積・集約化を進めます。また、農地中間管理事業の説明や導入に向けた話し合いについては、本市、岩手県、岩手県農業公社等からなる農地中間管理事業推進チームによる支援を行います。</p> <p>農地中間管理事業に取り組む、農地集積・集約化を進めた。</p> <p>■令和元年度実績:借入 207 件(137.3ha)、貸付 71 件(200.5ha) ■令和2年度実績:借入 269 件(180.4ha)、貸付 275 件(186.4ha)</p>

(2)目的の達成状況

項目 (把握方法)	計画策定時の現状値	2021 年度(中間評価)		2026 年度 (最終評価)
		計画	実績	
1 担い手への農地集積率 (担い手への農地利用集積状況調査)	59.5%	67%	61.0%	75%
【達成状況の要因分析】 『未達成』 基盤整備の進捗に合わせて個別の取組を推進し、一定の成果を得ているものの、指標については目標値を下回っている。				

(3)中間評価と今後の取組の方向性

農地の利用集積が進んだことにより、10ha以上の農業経営体数が 212 経営体(5 年前と比較して 17 経営体の増、農林業センサス)となっている。基盤整備実施地域を中心にして引き続き農地集積を図る必要がある。

【参考:岩手県全体(R1) 53.4%】

①	担い手への賃借・売買のあっせんにより、遊休農地発生の抑制につながっていることから、取組を継続していく必要がある。
②	地域農業マスタープランの実質化に向けた話し合いにより、地域内における農地の出し手、受け手の意向に関する、情報が整理できた。 今後は地域マスタープランの実践に向けて、地域内の話し合いを継続し農地集積、集約を進めるとともに、モデル地区を設置し、関係機関で支援するとともに、その取組の効果を地域内で普及させていく必要がある。 特にも中山間地については、担い手不足が見込まれることから、農地や林地の荒廃化が災害の発生につながる恐れもあり、放牧など粗放的な管理も選択肢とする話し合いを進める必要がある。
③	農地の集積・集約化に繋がっており、遊休農地の発生防止などに効果があることから、取組を継続していく必要がある。

1-3 耕作放棄地(荒廃農地)対策の推進

(1) 取組内容

取組項目	実施状況	取組内容(上段:計画、下段:中間評価時点での取組状況)
① 利用状況調査の実施	実施	農地法に基づき毎年実施する利用状況調査により、遊休農地(※)の発生や遊休農地化されるおそれのある農地の把握に努めます。
		農地法に基づき毎年実施する利用状況調査により、遊休農地の発生や遊休農地化されるおそれのある農地の把握を行った。 令和2年度調査結果 21.8ha
② 利用意向調査の実施	実施	遊休農地の所有者を対象とした利用意向調査を実施し、農地の利用意向の把握を行います。収集した情報は、農地集積のための情報等として活用します。
		遊休農地の所有者を対象とした利用意向調査を実施し、農地の利用意向の把握を行い、収集した情報は、農地集積のための情報等として活用している。 令和2年度:調査対象 112人
③ 耕作放棄地(荒廃農地)の拡大防止	実施	耕作放棄地(荒廃農地)や耕作放棄地(荒廃農地)化するおそれのある農地について、地域の話し合いや農業委員及び農地利用最適化推進委員による耕作者の掘り起こし、あっせん活動等の取組により耕作放棄地の拡大を防ぐとともに、耕作放棄地(荒廃農地)の解消に活用できる各種事業・交付金の利活用を促します。
		地域の話し合いや農業委員及び農地利用最適化推進委員による耕作者の掘り起こし、あっせん活動等の取組により遊休農地の拡大を防ぐ活動を行った。
④ 肉用羊の拡大	実施	耕作放棄地(荒廃農地)の発生防止と解消を目的に、中山間地域等の傾斜農地を活用した肉用羊の放牧生産を拡大します。
		新たな地域振興畜産物とすることを目指し、羊の新規飼養、増頭、牧柵の導入に係る対象経費の一部を補助した。 ■ 令和元年度 羊の飼養頭数 123頭 ■ 令和2年度 羊の飼養頭数 127頭
⑤ 日本型直接支払制度活用組織の維持・強化	実施	日本型直接支払制度の取組組織が行う農村保全活動による耕作放棄の防止、農業の有する多面的機能の発揮を推進する為、取組組織へのサポートを行います。
		日本型直接支払制度の取組組織に対し、研修会や現地指導、出張受付・相談等を実施し、制度活用に向けてきめ細かな支援を行った。 令和2年度の支援実績:多面的 138組織 中山間 201協定 環境保全 67組織、研修会 2会場、現地指導 22組織、出張受付 3回
⑥ 有害鳥獣対策の推進	実施	耕作放棄を防止するため、農産物への鳥獣被害の抑止を目的とした防護柵の設置や、わなの貸し出し及び鳥獣被害対策実施隊による

【関連 5-1】	有害鳥獣の捕獲活動を支援します。 また、集落など地域ぐるみによる被害対策の取組、鳥獣被害対策実施隊の担い手の支援を行います。
	電気柵設置や鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲への支援のほか、鳥獣被害対策実施隊の担い手支援を新設した。 また、地域ぐるみの被害対策活動により、地域の被害対策意識の醸成を図った。 ----- 令和2年度実績：電気柵設置 計 6 件 延長 7,600m、有害捕獲 ニホンジカ 373 頭、イノシシ 85 頭、担い手支援 銃免許 7 件 わな免許 6 件

※農業委員会において「現に耕作されておらず今後も耕作の見込みがない」または「周囲の農地に比べて著しく利用の状況が劣っている」と判断した農地

(2)目的の達成状況

項目 (把握方法)	計画策定時 の現状値	2021 年度(中間評価)		2026 年度 (最終評価)
		計画	実績	
1 耕作放棄地面積(※)	839ha	860ha 【2020 年度】	—	885ha
2 (新規)遊休農地面積	22.8ha	—	21.8ha	21.8ha
【達成状況の要因分析】 「達成」 耕作放棄地面積は、2020 農林業センサスでは調査対象項目に含まれず、公表されていないことから確認が出来ない。 国では農地の客観的なデータである「遊休農地」を施策推進に活用することとしていることから、遊休農地面積を指標とした場合、計画策定時より減少していることから、「達成」とした。				

※ (当初ビジョン策定時)加速度的に進行する耕作放棄地の拡大を、5ha/年程度までに抑制することを目標とする。

(3)中間評価と今後の取組の方向性

人口減少に伴い日本型直接支払制度の取組面積が減少している一方で、鳥獣被害対策を行う取組組織や地域が着実に増えたことで一定の効果が出ている。今後は全市的な取組に拡大させながら、被害減少に向けて更なる取組の強化、支援が必要となっている。また、遊休農地については、今後、高齢化や労働力不足により再生困難な農地の増加が見込まれており、遊休農地の拡大を防ぐ取組が必要である。

① 農地法に基づき毎年実施する利用状況調査により、遊休農地の発生や遊休農地化されるおそれのある農地の把握に努める。
② 遊休農地の所有者を対象とした利用意向調査を実施し、農地の利用意向の把握を行い、収集した情報は、農地集積のための情報等として活用する。
③ 荒廃農地は周辺農地に悪影響を及ぼし、その解消には多額の費用を要することから、地域の実状に応じた取組により、再生困難な荒廃農地の前段階である遊休農地の発生防止に努める。
④ 肉用羊の生産・出荷の拡大に向け、羊の生産支援及び集落営農組織等への導入に対して支援が必要である。※現状では、耕作放棄地対策として維持管理の省力化を狙いとした肉用羊の放牧

の見通しが立っていないことから、改定ビジョンでは、1-3 から除く。
⑤ 人口減少に伴い日本型直接支払制度の取組面積が減少している。取組組織へのきめ細かな支援を継続することにより取組面積の維持、遊休農地の増加率を抑える必要がある。
⑥ 鳥獣被害対策を行う取組組織や地域が着実に増えたことで一定の効果が出ている。今後は全市的な取組に拡大させながら、被害減少に向けて更なる取組の強化、支援が必要となっている。

【参考】食料・農業・農村基本計画における荒廃農地対策の位置付け(令和3年4月 農林水産省資料「荒廃農地の現状と対策」より)



第2 方針2 担い手の確保・育成

2-1 地域の中心となる担い手の確保・育成

(1) 取組内容

取組項目	実施状況	取組内容(上段:計画、下段:中間評価時点での取組状況)
① 認定農業者の確保	実施	<p>認定農業者を確保するため、低利融資制度や税制上の特例等の認定農業者を対象とした支援策の情報提供を行うとともに、農業経営改善計画の策定・更新の相談に取り組みます。</p> <p>市において、指導マネージャーが農業経営改善計画の策定・更新時における営農における相談対応を行った。</p> <p>関係機関と連携し、「市農林業ガイド」や「担い手通信」等により、認定農業者に有用な補助事業などについて支援策の情報提供を行った。</p> <p>■令和元年度農業経営改善計画(新規、更新) 認定数 239 件 ■令和2年度農業経営改善計画(新規、更新) 認定数 214 件</p>
② 強い経営体の育成	実施	<p>意欲ある認定農業者の経営力を向上するため、農業経営相談所との連携等により、経営相談や研修の機会を提供します。</p> <p>胆江地方農林業振興協議会において、農業経営相談所と連携した専門家派遣による個別相談活動を随時実施した。また、意欲ある認定農業者の経営力の向上に資するため、法人向上力セミナー等の研修を実施した。</p> <p>■令和2年度相談件数 8件(税理士6件、社労士2件)</p>
③ 集落営農の組織化支援	実施	<p>集落営農の設立や法人化に向け、リーダーとなる人材や経理のノウハウを持つ人材の確保が課題となっているため、認定農業者等の研修における通学支援や会計ソフトの購入補助に取り組みます。</p> <p>胆江地方農林業振興協議会において、集落営農組織を対象に法人化個別相談会を開催し、リーダーとなる人材の育成に取り組んだ。また、市において経理事務の習得に向けた通学支援や会計ソフトの購入補助事業を推進した。</p> <p>令和2年度簿記ソフト導入補助金交付実績:2件、農業研修事業費補助金交付実績なし</p>
④ 集落営農の経営継承の促進	実施	<p>集落営農組織の構成員の高齢化が進む状況を踏まえ、次の世代に経営を引き継ぐことを目的に、地域農業マスタープラン等の集落座談会などにおいて、経営継承や他の集落営農組織との合併等を検討する機会を確保します。</p> <p>集落営農組織の構成員の高齢化の進展を踏まえ、地域農業マスタープランの実質化に向けた話し合いの場において、経営継承などを含む、地域農業の方向性について検討を進めた。</p> <p>令和2年度末において全31地域中29地域で実質化済</p>

⑤ 法人化の支援	実施	<p>農業経営の継続・拡大に向け、中心となる担い手の社会的信用力を向上するため、農業経営相談所等と連携し、法人化に関する研修や情報提供を行うなど、法人化の支援に取り組みます。</p> <p>岩手県農業経営相談所等と連携し、法人化に関する研修や情報提供を行うなど、法人化支援に取り組んだ。</p> <p>令和2年度における県経営相談所による法人化支援事業補助金の市内組織の活用件数:4件</p>
⑥ 集落営農のビジネスモデルの検討	未実施	<p>集落営農組織の設立や法人化に向け、冬期の作業の確保が課題となっている状況を踏まえ、冬期に栽培・出荷可能な作物の収益性の検討や、農産加工の試験的な展開の支援等新たなビジネスモデルの検討に取り組み、情報を提供します。</p>
⑦ 集落営農における家畜導入の検討	一部実施	<p>集落営農のビジネスモデルの候補として、肉用羊の放牧生産や、和牛繁殖経営の導入を検討する。</p> <p>集落営農のビジネスモデルの候補として、肉用羊の導入を推進した。</p> <p>和牛繁殖経営の導入について、集落営農組織における固定資産の取扱いといった課題の把握に努めた。</p>
⑧ 地域農業マスタープランの作成・更新(国名称:人・農地プラン) 【関連 1-2、3-1】	実施	<p>地域の中心となる経営体を明確にするとともに、農地の集積や集約化に向けた地域の機運を醸成するため、地域の積極的な話し合いを促し、地域農業マスタープランの作成や更新に取り組みます。</p> <p>令和元年度に実施した、耕作者へのアンケート、その結果を基に作成した図面を利用し、令和2年度末までに地域の話し合いを実施しプランの実質化を推進した。</p> <p>令和2年度マスタープラン実質化地域数 29 ※残る2地域については令和3年度において実質化予定</p>

(2)目的の達成状況

項目 (把握方法)	計画策定時の 現状値	2021年度(中間評価)		2026年度 (最終評価)
		計画	実績	
1 農産物販売金額 3,000 万円以上の経営体数 (農林業センサス)	86 経営体	90 経営体	104 経営体	114 経営体 (計画: 100 経営体)
2 法人の集落営農組織 (集落営農実態調査)	45 件	60 件	53 件	75 件
<p>【達成状況の要因分析】 『一部達成』</p> <p>農産物販売金額 3,000 万円以上の経営体数は計画を上回ったものの、集落営農の経営継承やビジネスモデル、家畜導入の検討結果について、地域内へ波及させる段階には至っておらず、法人の集落営農数は計画を下回った。</p>				

(3)中間評価と今後の取組の方向性

マスタープランの実質化に向けたアンケート結果では、集落営農組織のうち、法人化予定が無い組織や方針未定の組織が多数あり、今後は方針未定の組織を中心に、地域の実状に合わせた支援が必要である。

①	本市の認定農業者の年齢が平均年齢約 63 歳(令和 2 年度末)と高齢化が進んでおり、多様な農の担い手の確保を通じて、認定農業者確保につながる取組が必要である。
②	引き続き、関係機関と連携し、意欲ある認定農業者の経営力の向上に資するため、農業経営相談センターと連携した個別指導、法人向上力セミナー等の研修を実施する必要がある。
③	令和3年度から国事業として開始している「経営継承・発展支援事業」により、集落営農組織内の経営を継承し、事業を発展させる取組を支援する必要がある。
④	集落の地域マスタープランの話合いの継続を通じて、定年退職者などの経営継承候補者の確保や、機械の共同利用など近隣集落との連携について取り組む集落への支援が必要である。
⑤	農業経営相談所等と連携し、法人化に関する研修や情報提供を行うなど、継続して法人化の取組を支援する必要がある。
⑥	ミニトマトの養液栽培による生産など、水稲育苗ハウスの遊休期において栽培・出荷が可能な作物を検討し、その生産振興の取組などについて支援する必要がある。
⑦	肉用羊の生産に継続して取り組むことにより、集落営農のビジネスモデルとしてその普及について検討する必要がある。 和牛繁殖経営の導入について、課題解決策について整理し、ビジネスモデルとして情報提供する必要がある。
⑧	地域農業マスタープランの実質化に向けた話し合いにより、地域内における農地の出し手、受け手の意向に関する、情報が整理できた。 今後はマスタープランの実践に向けて、地域内の話し合いを継続し農地集積、集約を進めるとともに、モデル地区を設置し、関係機関で支援するとともに、その取組の効果を地域内で普及させていく必要がある。 特にも中山間地については、担い手不足が見込まれることから、農地や林地の荒廃化が災害の発生につながる恐れもあり、放牧など粗放的な管理も選択肢とする話し合いを進める必要がある。

2-2 多様な農業者が活躍する環境整備

(1) 取組内容

取組項目	実施状況	取組内容(上段:計画、下段:中間評価時点での取組状況)
① 集落営農と多様な農業者の連携	一部実施	<p>集落営農のビジネスモデルの検討に際しては、たとえば、農繁期の収穫、出荷・調整作業等、加工等、農地の出し手となる農業者や女性が参画できるモデルを検討します。</p> <p>農業協同組合において、集落営農組織等における女性が働きやすい環境づくり(更衣室の設置、トイレ、働きやすい時間帯)について相談対応による支援を行った。</p>
② 高ニーズ農産物の生産支援【関連3-2】	未実施	<p>家族経営等小規模農家を対象に、出荷団体や直売所が取り組む市場や消費者からニーズのある農産物の確保を目的とする栽培指導等とともに、種子・肥料代等を支援します。</p> <p>市等において、市場や消費者からニーズのある農産物についての情報の把握や、それらに関する家族経営等小規模農家を対象とした情報提供、農産物の栽培指導や種子や肥料代の助成には至らなかった。</p>
③ 農福連携の推進	実施	<p>県や管内の農協を中心に、関係機関と連携し、セミナーや現地研修会の実施など農福連携につながる事業に取り組んだ。</p> <p>県や管内の農業協同組合を中心に、関係機関と連携し、セミナーや現地研修会の実施など農福連携の仕組みづくりに向けた実証に取り組んだ。</p>
④ 農繁期の労働力の確保	一時休止	<p>農繁期の労働力として、都市住民や市内非農家の一般市民を園芸体験実習生として受け入れる「農村ワーキングホリデー」を推進します。</p> <p>市等において、新型コロナウイルス禍の影響もあり、都市住民や市内非農家の一般市民を対象とした「農村ワーキングホリデー」の実施には至らなかった。</p>

(2) 目的の達成状況

項目 (把握方法)	計画策定時の 現状値	2021年度(中間評価)		2026年度 (最終評価)
		計画	実績	
農業振興ビジョン上関連する目標値の設定なし				

(3) 中間評価と今後の取組の方向性

農福連携については、地域内での実証が進んでおり、今後は地域内へ普及推進する必要がある。その他の取組については他地域の取組などを含めて引き続き検討し、モデル例を増やし、普及する必要がある。

①	農地の出し手や女性が参画できるビジネスモデル、働きやすい環境づくりについて検討し、モデル集落での実践・検証を踏まえ、地域内での普及啓発を図る必要がある。
②	地元飲食店と生産者とのマッチング支援などにより、高ニーズ農産物を把握し、関係機関と

支援する作物についての情報共有、栽培指導支援を実施し、生産振興を図る必要がある。

種子・肥料代等の支援については今後も産地づくり推進事業の継続実施により取り組む必要がある。

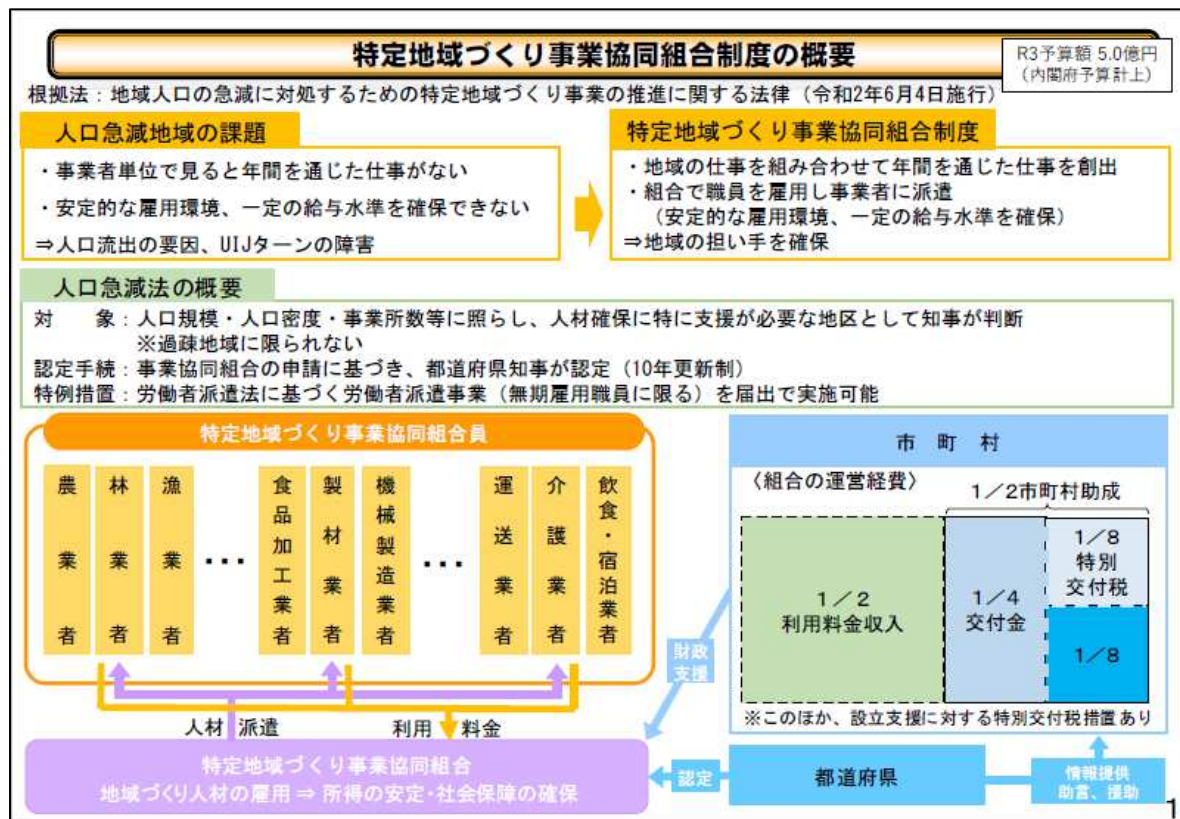
③ 引き続き県や農業協同組合等において、福祉事業所と農業者とのマッチング支援に取り組む。市は引き続き農福連携に関する情報提供に取り組む必要がある。

④ 農事組合法人などでのワーキングホリデーの実施について、県内の推進団体の取組等について情報収集・提供を行う必要がある。

地域人口の急減に直面している地域において農林業などの地域産業の担い手を確保するための新たな取組である「特定地域づくり事業※協同組合」制度の活用などについて検討する必要がある。

※特定地域づくり事業…マルチワーカー(季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事)に係る労働者派遣事業等を言う。夏季は農業に従事し、冬期は除雪作業に従事するなどの雇用確保が可能。

(参考)総務省主催「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」
オンライン説明会(令和3年9月28日)資料より



2-3 新たな担い手の確保・育成

(1) 取組内容

取組項目	実施状況	取組内容(上段:計画、下段:中間評価時点での取組状況)
① 認定新規就農者の確保に向けた研修の推進	実施	<p>本市の農業を担う次の世代を確保するため、農業次世代人材投資事業準備型の情報提供を行います。</p> <p>県や市等において、農業を担う次の世代を確保するため、農業次世代人材投資事業準備型に係る情報提供を行った。</p> <p>関係機関と連携し、農業次世代人材投資事業経営開始型に取り組む新規就農者を支援し、早期の経営安定を図った。</p> <p>令和2年度農業次世代人材投資事業準備型の市内実施者 1名</p>
② 就農希望者の研修・就農支援	実施	<p>就農希望者の研修機会の確保や就農支援を目的に、40歳未満の就農希望者に対し、主要品目による就農を支援するニューファーマー育成プログラムの情報提供に取り組みます。</p> <p>また、農業教育研究施設等で実施する農業技術研修に対して支援を行います。</p> <p>県や市等において、就農希望者の研修機会の確保や就農支援を目的に、40歳未満の就農希望者に対し、ニューファーマー育成プログラムの情報提供に取り組んだ。</p> <p>岩手大学や県立農業大学校などの農業教育研究施設で実施する農業技術研修補助について、事業に関する情報提供に取り組んだが、活用には至らなかった。</p>
③ 第二の人生の就農支援	一部実施	<p>市の農業の新たな担い手確保の一環として、定年退職後の人材やUIターン者の就農を推進するとともに、園芸の担い手や集落営農組織のオペレーター等の農業技術研修に対して支援を行います。</p> <p>定年退職後の人材やUIターン者の就農を推進するため、園芸の担い手や集落営農組織のオペレーター等の農業技術研修への一部助成事業を推進した。</p> <p>令和2年度 認定農業者協議会による大型免許取得助成 38件</p>
④ 農地の新規取得の面積要件の緩和 【関連 5-1】	実施	<p>農村へのUIターン等による就農を推進するため、空き家への移住に伴う農地の新規の取得については、農地法による農地の新規取得の下限面積を緩和します。</p> <p>併せて、耕作放棄が進む地域等においては、空き家への移住を伴わない農地の新規の取得についても下限面積の緩和を検討します。</p> <p>令和元年度より、空き家バンクを利用して、空き家への移住に伴う農地の取得について、農地法による農地の取得の下限面積について緩和した。(50a→1a) 【令和元年度:1件、令和2年度:4件】</p> <p>令和2年度より、空き家バンクを利用した空き家への移住を伴わない農地の取得における下限面積について緩和した。(50a→30a) 【令和2年度:8件】</p>

(2)目的の達成状況

項目 (把握方法)	計画策定時 の現状値	2021 年度(中間評価)		2026 年度 (最終評価)
		計画	実績	
1 新規就農者〔評価時点から過去 5 年間ごとの累計値〕(奥州市資料)	117 名	122 名	121 名	130 名
<p>【達成状況の要因分析】 『未達成』</p> <p>ニューファーマー育成プログラム、農の雇用事業などの取組により一定の成果を得ているものの、計画数値を下回った。</p>				

(3)中間評価と今後の取組の方向性

UI ターン者や定年退職者の就農、第三者継承に繋がる支援方策について検討するほか、下限面積の緩和について引き続き周知を図るなど、新たな担い手の確保につなげる取組を推進する。

①	<p>農業次世代人材投資事業準備型に関する情報提供に引き続き取り組む必要がある。</p> <p>また、県や農業協同組合などの関係機関で構成する「農業次世代人材投資事業サポートチーム」により新規就農者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」等の課題解決に向けた支援に取り組む。</p>
②	<p>ニューファーマー育成プログラムの情報提供及び情報発信に引き続き取り組む必要がある。</p> <p>農業教育研究施設等で実施する農業技術研修に対する支援について、令和2年度は休止しているものの、支援内容を検討の上、引き続き取り組む必要がある。</p> <p>移譲希望農家、継承希望者に関する情報収集に努め、関係機関と連携して第三者継承のマッチング支援に取り組む。</p>
③	<p>令和3年4月から、企業に70歳までの雇用確保を努力義務とする6つの関連法が実施されたことなどの影響もあり、定年退職後の人材確保がより困難になることが想定される。</p> <p>多様な農の担い手が就農出来るよう、農業技術の習得に要する研修参加費用等に対して、支援内容を検討の上、引き続き取り組む必要がある。</p> <p>地域人口の急減に直面している地域において農林業などの地域産業の担い手を確保するための新たな取組である「特定地域づくり事業※協同組合」制度の活用について検討する必要がある。【2-2④の再掲】</p> <p>※特定地域づくり事業…マルチワーカー(季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事)に係る労働者派遣事業等を言う。夏季は農業に従事し、冬期は除雪作業に従事するなどの雇用確保が可能。</p>
④	<p>下限面積の緩和は実施済みであり、新規就農者の確保につながるよう、引き続き周知を図る必要がある。</p>

第3 方針3 消費者から支持される製品の生産力のアップ

3-1 米穀の生産性の向上

(1) 取組内容

取組項目	実施状況	取組内容(上段:計画、下段:中間評価時点での取組状況)
① 生産性・市場性の高い産地づくりの推進	一部実施	<p>水稻は、「ひとめぼれ」「金色の風」を核として、生産性の高い産地づくりを推進します。併せて、実需者のニーズを踏まえた市場性の高い産地づくりを推進します。</p> <p>江刺新稲作運動推進協議会や胆江地方「金色の風」「銀河のしずく」サポート会議により、首都圏等への実需者に対し産地のPRを行った。また、生産性を向上させるための各種検討を行った。</p>
② 大型機械・施設の導入支援	実施	<p>経営規模を拡大する認定農業者や集落営農組織に対し、大型機械や育苗施設等、規模拡大に必要な機械・施設の導入を支援します。</p> <p>地域の中心となる経営体等に対し、売上高や経営規模の拡大等経営発展に必要な機械・施設等の導入を支援した。</p> <p>R1年度 国補助事業による機械等導入支援 4 経営体</p>
③ 大豆の生産・出荷拡大に向けた機械・設備の導入支援	未実施	<p>今後の大豆の生産面積拡大に対応するとともに、過剰な設備投資を抑制するため、複数の集落営農組織によるコンバインや乾燥機の共同利用方式の導入を検討します。</p> <p>大豆生産管理用機械の導入支援は取組んだが、利用については個々の経営体での取組に留まっている。</p>
④ 先進技術の効果検証と導入支援	一部実施	<p>ドローンによる生育診断や農薬散布、コンバインの自動運転技術等、先進の技術を導入し、コスト低減や収量のアップを目指す担い手に対し、機械や設備の導入費用助成を検討します。また、導入による費用対効果を検証し、その結果を多くの農業者に共有します。</p> <p>胆江地方農林業振興協議会により、スマート農業先進産地の視察に生産者の参加を誘導した。また、ドローンを活用した植生診断や、薬剤散布等に活用した場合の生産性向上や省力化などの効果検証を行った。</p>
⑤ 地域農業マスタープランの作成・更新 【関連 1-2、2-1】	実施	<p>地域の中心となる経営体を明確にするとともに、農地の集積や集約化に向けた地域の機運を醸成するため、地域農業マスタープランの作成や更新に取り組みます。</p> <p>令和元年度に実施した、耕作者へのアンケート、その結果を基に作成した図面を利用し、令和2年度末までに地域の話し合いを実施しプランの実質化を進めた。【令和2年度マスタープラン実質化地域数 29※残る2地域については令和3年度において実質化予定】</p>

(2)目的の達成状況

項目 (把握方法)	計画策定時の 現状値	2021年度(中間評価)		2026年度 (最終評価)
		計画	実績	
1 農業産出額 (農林水産省資料)	218 億円	226 億円	232 億円	236 億円 (計画:238 億円)
2 農業産出額〔米穀〕 (農林水産省資料)	110 億円	112 億円	129 億円	129 億円 (計画:115 億円)
【達成状況の要因分析】 『達成』 平成 30 年産米は品薄感から引き合いが強くなり販売価格が回復し、令和元年度産の取引も堅調であったことから、農業産出額は計画を上回った。				

※ 中間評価は R3.6.15 東北農政局公表の令和元年度推計値を記載。

(3)中間評価と今後の取組の方向性

米の需要が減少するなか、輸出用米や加工用米、麦・大豆などの低コスト生産を支援するほか、「金色の風」及び「銀河のしずく」の生産拡大を支援し、農業産出額の現状維持を図る。

① 実需者との交流を引き続き図ること等により、ニーズを踏まえた上で、各団体等と連携し生産性の向上を図る必要がある。 また、県が開発を進めている高温登熟耐性品種や良食味・多収(業務用)品種など、地域にあった品種の導入について、関係機関・団体等と連携して検討する必要がある。
② 各種補助事業を有効に活用し、地域農業や中心経営体等の発展に資する機械・施設等の導入を支援する必要がある。
③ 大豆の機械・設備の共同利用について、国事業を活用した推進等を検討する必要がある。
④ 胆江地方農林業振興協議会として、生産性・省力性向上に向けたスマート農業導入の可能性を検討する。また、先進技術導入に活用できる国・県等の事業を担い手通信などで周知する必要がある。
⑤ 地域農業マスタープランの実質化に向けた話し合いにより、地域内における農地の出し手、受け手の意向に関する、情報が整理できた。 今後は地域農業マスタープランの実践に向けて、地域内の話し合いを継続し農地集積、集約を進めるとともに、モデル地区を設置し、関係機関で支援するとともに、その取組の効果を地域内で普及させていく必要がある。 特にも中山間地については、担い手不足が見込まれることから、農地や林地の荒廃化が災害の発生につながる恐れもあり、放牧など粗放的な管理も選択肢とする話し合いを進める必要がある。

3-2 園芸の拡大

(1) 取組内容

取組項目	実施状況	取組内容(上段:計画、下段:中間評価時点での取組状況)
① 生産性向上の支援	実施	<p>栽培面積が拡大傾向にあるピーマンは、生産者や出荷団体による収量拡大に向けた生産方式の検討を支援するとともに、必要な設備や施設等の導入を支援します。</p> <p>りんご、トマト、きゅうり、りんどう等他の園芸品目についても、生産者や出荷団体による省力化、収量・品質の向上、新品種の導入等の生産性向上に向けた検討及び検討結果に基づく設備や施設等の導入を支援します。</p> <p>市場ニーズの高いピーマンの収量増加と長期安定出荷、担い手確保を図るため、園芸施設の導入支援と栽培方法の検討・普及等に取り組んだ。</p> <p>その他園芸作物についても、地域の中心となる経営体等に対し、売上高や経営規模の拡大等、経営発展に必要な機械・施設等の導入を支援した。</p> <p>-----</p> <p>令和2年度国県市補助によるピーマン生産ハウス導入 32棟 県市補助による既存品目生産機械等導入 8経営体</p>
② 果樹の改植支援	実施	<p>りんごは、GPSを用いた樹園地管理システム等の活用により、産地全体の戦略的な品種構成の検討を行うとともに、市場ニーズへの対応と、作業時期と労働力のピークを分散するため、早生から晩生までオリジナル品種を有する強みも活かした計画的な改植を支援します。</p> <p>産地協議会等において、担い手確保、販売、生産、品種構成等の戦略的な検討に取り組み、国や市の補助事業を活用し計画的な改植を支援し、生産性と品質の向上に努めた。</p> <p>-----</p> <p>令和2年度 管内農業協同組合改植面積 434 a</p>
③ 土地利用型園芸品目の生産の拡大	実施	<p>農産物の加工業務用需要の拡大に対応するとともに、水田農業の収益性を向上するため、ねぎ、じゃがいも等の機械化一貫体系による生産・出荷が可能な品目の生産を拡大し、機械や出荷調整設備の導入を支援するとともに、費用対効果を検証し、その結果を多くの農業者に共有します。</p> <p>消費者ニーズが高く、機械化による省力化が期待されるねぎ等の土地利用型野菜の定着を図り産地化を目指すため、国・県・市の補助事業による機械導入を支援したほか、県と連携しジャガイモ栽培経営体のモデル化や産地拡大に向けた合意形成等に取り組んだ。</p> <p>-----</p> <p>令和2年度 国県市補助によるねぎ関連機械導入 1経営体</p>
④ 施設団地整備の検討	未実施	<p>園芸の振興を目的とした施設団地整備の検討の一環として、団地化に向けた適地の検討に取り組みます。</p> <p>平成30年度と令和2年度に施設の団地的整備を行い生産支援に取り組んだものの、一定規模に集積した団地整備については生産者意</p>

		向等により検討していない。
⑤ 先進技術の導入支援	実施	<p>農作業の省力化や生産性の向上を目的とし、施設園芸における環境制御技術や、農業機械の自動走行技術などの先進技術の導入を支援するとともに、技術導入の費用対効果を検証し、その結果を多くの農業者に共有します。</p> <p>施設園芸における作物の収量拡大等を目指し、環境制御技術の習得や機器導入の支援のほか、実証データの地域展開等に取り組んだ。</p> <p>令和2年度 県事業による環境モニタリング装置導入 5 経営体</p>
⑥ 遊休ハウスの利用促進	一部実施	<p>遊休化している農業用ビニールハウス等の貸付や譲渡を希望する所有者から情報提供を受け、物件を利用希望者へ紹介する体制の整備や、移設費用の支援について検討します。</p> <p>遊休ハウスの斡旋に取り組んでいるものの、供給不足で継続性に課題があることから、体制整備や経費支援の検討には至っていない。</p>
⑦ 高ニーズ農産物の生産支援【関連 2-2】	未実施	<p>家族経営等小規模農家を対象に、出荷団体や直売所が取り組む市場や消費者からニーズのある農産物の確保を目的とする栽培指導等とともに、種子・肥料代等を支援します。</p> <p>市等において、市場や消費者からニーズのある農産物についての情報の把握や、それらに関する家族経営等小規模農家を対象とした情報提供、農産物の栽培指導や種子や肥料代の助成には至らなかった。</p>
⑧ 就農希望者の研修・就農支援【関連 2-3】	実施	<p>就農希望者の研修機会の確保や就農支援を目的に、40歳未満の就農希望者に対し、主要品目による就農を支援するニューファーマー育成プログラムの情報提供に取り組めます。</p> <p>県や市等において、就農希望者の研修機会の確保や就農支援を目的に、40歳未満の就農希望者に対し、ニューファーマー育成プログラムの情報提供に取り組んだ。</p> <p>農業教育研究施設等で実施する農業技術研修補助について、事業に関する情報提供に取り組んだものの、活用には至らなかった。</p>

(2)目的の達成状況

項目 (把握方法)	計画策定時の 現状値	2021 年度(中間評価)		2026 年度 (最終評価)
		計画	実績	
1 農業産出額 (農林水産省資料)	218 億円	226 億円	232 億円	236 億円 (計画:238 億円)
2 農業産出額〔野菜・果実・花き〕 (農 林水産省資料)	41 億円	45 億円	38 億円	40 億円 (計画:51 億円)
【達成状況の要因分析】 『未達成』 令和元年度において、野菜類は全国的に供給量が多く、また夏場の気温が低かったことから消費が鈍				

るなど、前年よりも単価安となり、果実については台風や降雹など気象の影響により出荷量が減少し、下位等級品が増えたことなどから、計画額を下回った。

※ 中間評価は R3.6.15 東北農政局公表の令和元年度推計値を記載。

(3) 中間評価と今後の取組の方向性

農業産出額〔野菜・果実・花き〕は減額傾向だが、両農業協同組合による県の野菜販売額1億円計画(ピーマン、ねぎ)等の取組みにより販売額の維持・増を目指す。

①	各種補助事業を有効に活用し、地域農業や中心経営体等の発展、生産性向上に資する機械・施設等の導入を支援する必要がある。 県において、温暖化等の環境の変化に対応した新たな品種の開発を進めていることから、この地域にあった農産物や品種の導入について、関係機関・団体とともに検討する必要がある。
②	産地協議会等における戦略的、計画的な改植を支援する必要がある。
③	土地利用型園芸品目導入に係る費用対効果の検証、共有化を進め、各種補助事業を有効に活用し、必要な機械・施設等の導入を支援する必要がある。
④	施設団地の必要性等に応じて、適地を検討する。
⑤	各種補助事業を有効に活用し、先端技術の現場への導入・実証を支援する必要がある。
⑥	遊休ハウスの利用促進へ向けた支援策を検討する必要がある。
⑦	地元飲食店と生産者とのマッチング支援などにより、高ニーズ農産物を把握し、関係機関と支援する作物の情報共有、栽培指導支援を実施し、生産振興を図る必要がある。 種子・肥料代等の支援については今後も産地づくり推進事業により継続して実施する必要がある。
⑧	ニューファーマー育成プログラムの情報提供や情報発信に引き続き取り組む必要がある。 農業教育研究施設等で実施する農業技術研修に対する支援について引き続き取り組む必要がある。

3-3 畜産王国への復権

(1)取組内容

取組項目	実施状況	取組内容(上段:計画、下段:中間評価時点での取組状況)
① 和牛の販売戦略の立案 【関連 4-1】	検討中	<p>本市の和牛の飼養・出荷等数が減少し続ける中、知名度の高いブランド牛を有する状況や、繁殖・肥育両方の経営が行われている特性、世界的な和牛ニーズの高まり等の需要動向の変化を踏まえつつ、消費者や市場のニーズ、競合ブランド牛と比較した本市和牛の評価等の調査・分析に基づき、農業協同組合とともに、販売戦略を立案します。また、販売戦略立案の検討と合わせ、子牛の改良方針の検討及びブランドの統合の協議を行います。</p> <p>農業協同組合が立案する販売戦略について情報交換を行った。</p>
② 子牛の生産体制の強化	実施	<p>公共牧場や周年預託施設の整備について検討します。</p> <p>さらなる和牛子牛の増頭に向け、集落営農組織による和牛繁殖経営の導入に向けた検討を行います。</p> <p>農業協同組合の取りまとめをうけて黒毛和種繁殖雌牛(岩手県基幹種雄牛産子)を自家保留又は管内導入に対し助成した。</p> <p>令和元年度:176頭、令和2年度189頭</p>
③ 規模拡大に向けた施設導入の支援	実施	<p>畜産経営の規模拡大を促進するため、交付金等を活用した施設の導入を支援します。</p> <p>地域農業マスタープランに基づき、中心経営体を実施する畜産生産施設、設備整備事業に助成した(令和元年度5件、令和2年度5件)。</p> <p>また、岩手県農業公社が進める粗飼料基盤の拡大、合理的な生産施設整備、畜産経営支援組織の施設整備等について助成した(令和元年度2件、令和2年度1件)。</p>
④ 空き牛舎の利用促進	検討中	<p>空き牛舎の賃貸または売却を希望する所有者から情報提供を受け、物件を利用希望者へ紹介する体制の整備について検討します。</p> <p>農業協同組合との情報交換を行いながら体制の整備について引き続き検討を進めることとした。</p>
⑤ 先進技術の導入支援	未実施	<p>畜産経営における労働環境の改善や、生産性を向上することを目的に、家畜の状況を覚知する技術等の先進技術の導入を支援するとともに、技術導入の費用対効果を検証し、その結果を多くの農業者に共有します。</p> <p>酪農において、乳用雌雄判別精液購入の助成に代わり、妊娠関連糖たんぱく検査に取り組むこととした。</p>
⑥ 肉用羊の拡大	実施	<p>放牧による肉用羊の生産・出荷の拡大に向け、羊の生産支援及び集落営農組織等への導入支援に取り組みます。</p> <p>新たな地域振興畜産物とすることを目指し、羊の新規飼養、増頭、牧柵の導入に係る対象経費の一部を補助した。</p>

⑦		<ul style="list-style-type: none"> ■ 令和元年度 羊の飼養頭数 123 頭 ■ 令和2年度 羊の飼養頭数 127 頭 	
⑧	酪農、養豚、 養鶏の経営支 援	一部実施	<p>優良乳用雌牛の導入や価格安定基金の生産者負担などを支援し、畜産の経営安定対策に取り組みます。</p> <p>酪農については、農業協同組合がとりまとめる優良乳用雌牛導入（令和元年度 22 頭、令和2年度 16 頭）や乳用雌雄判別精液購入（令和元年度 155 本、令和2年度 100 本）の助成を行った。</p> <p>養鶏については、ブロイラーの市場価格が一定の価格を下回った場合に生産者に補てん金交付される県チキン協同組合の基金造成に補助を行った。</p>

(2)目的の達成状況

項目 (把握方法)	計画策定時 の現状値	2021 年度(中間評価)		2026 年度 (最終評価)
		計画	実績	
1 農業産出額 (農林水産省資料)	218 億円	226 億円	232 億円	236 億円 (計画:238 億円)
2 農業産出額〔畜産〕 (農林水産省資料)	65 億円	67 億円	62 億円	65 億円 (計画:70 億円)
<p>【達成状況の要因分析】 『未達成』</p> <p>令和元年度における和牛子牛販売価格は高価格帯を維持し、肉牛については銘柄確立及び品質向上に努めたものの出荷頭数、販売価格が前年を下回り、計画額を下回った。</p>				

※ 中間評価は R3.6.15 東北農政局公表の令和元年度推計値を記載。

(3)中間評価と今後の取組の方向性

牛肉の需要の落ち込みによる和牛枝肉価格の下落が懸念される中、後継者不足等による畜産農家数の減少が見られる。農業協同組合を中心に販売戦略の立案、生産体制の強化、施設整備等を進め、高品質で低コストな生産振興を図る。

①	販売戦略立案の検討を進めながら、子牛の改良方針の検討及びブランドの統合の協議を行う。
②	公共牧場や周年預託施設の整備を検討し、また、集落営農組織による和牛繁殖経営の導入に向けた検討する。
③	畜産経営の規模拡大を促進するため、交付金等を活用した施設の導入を支援する。
④	農業協同組合との情報交換を行いながら体制の整備について引き続き検討を進める。
⑤	技術導入の費用対効果を検証し、その結果を多くの農業者への情報共有を図る。
⑥	肉用羊の生産・出荷の拡大に向け、羊の生産支援及び集落営農組織等への導入に対して支援する。
⑦	優良乳用雌牛の導入や価格安定基金の生産者負担などを支援する。

第4 方針4 本市の農畜産物の需要拡大

4-1 消費地への戦略的な販路開拓

(1) 取組内容

取組項目	実施状況	取組内容(上段:計画、下段:中間評価時点での取組状況)
① 販路開拓への支援	実施	「奥州産」の農産物や加工品の知名度とイメージを向上し、需要を拡大するため、農業協同組合等の出荷団体が行うPRキャンペーン、量販店や米穀卸等のバイヤーの招へい、卸売市場における消費宣伝活動、店頭における販促等を支援し、既存の販売先との信頼関係の向上や、新たな販路の開拓を促進します。
		<p>江刺りんごや金色の風など奥州市産の農産物等のイメージアップのため、PRキャンペーンや消費者・販売店との交流、SNSによる情報発信、コロナ禍における産地オンラインツアー等、ブランド戦略の取組を支援し、さらなる販路拡大・開拓に努めた。</p> <p>また、6次産業化による加工品については、農家の販売会や商談会への出品に対する支援を行ったほか、リモートを活用したオンライン商談会を令和2年度に1回実施した。</p>
② 輸出の支援	一部実施	米等の海外での需要が見込まれる商品について、マーケティング調査、試験販売、販路の構築等の輸出拡大を支援します。
		<p>主食用米の需要が減少する中、中長期的に輸出米の出荷数量の拡大を図るため、輸出事業者等と連携し、輸出米数量拡大に向け、新規及び既存取引先に対し商談等を実施した。</p>
		<p>令和2年度 管内農業協同組合輸出来 前年比 300 トン増</p>
③ 和牛の販売戦略の立案 【関連 3-3】	検討中	本市の和牛の飼養・出荷頭数が減少し続ける中、知名度の高いブランド牛を有する状況や、繁殖・肥育両方の経営が行われている特性、世界的な和牛ニーズの高まり等の需要動向の変化を踏まえつつ、消費者や市場のニーズ、競合ブランド牛と比較した本市和牛の評価等の調査・分析に基づき、農業協同組合とともに、販売戦略を立案します。また、販売戦略立案の検討と合わせ、子牛の改良方針の検討及びブランドの統合の協議を行います。
		<p>農業協同組合が立案する販売戦略について情報交換を行った。</p>

(2) 目的の達成状況

項目 (把握方法)	計画策定時 の現状値	2021 年度(中間評価)		2026 年度 (最終評価)
		計画	実績	
1 農業産出額 (農林水産省資料)	218 億円	226 億円	232 億円	236 億円 (計画:238 億円)
2 農業産出額〔米穀〕 (農林水産省資料)	110 億円	112 億円	129 億円	129 億円 (計画:115 億円)
3 農業産出額〔畜産〕	65 億円	67 億円	62 億円	65 億円

(農林水産省資料)				(計画:70 億円)
4 農業産出額〔野菜・果実・花き〕 (農林水産省資料)	41 億円	45 億円	38 億円	40 億円 (計画:51 億円)
【達成状況の要因分析】 『一部未達成』 気象条件等や市場動向に左右されることから、畜産や園芸については計画額を下回ったが、米穀については堅調な取引もあり、農業産出額全体では計画を上回った。				

※ 中間評価は R3.6.15 東北農政局公表の令和元年度推計値を記載。

(3)中間評価と今後の取組の方向性

社会情勢の変化等による農畜産物の消費低迷や、激しさを増す産地間競争など、農業生産・消費を取り巻く環境は変化していることから、今後も消費地への有効な販売戦略を検討し取り組む必要がある。

①	引き続き、関係機関が連携し、奥州産のイメージアップ活動の取組を支援し、さらなる販路拡大・開拓に努める必要がある。
②	水田収益力強化ビジョンの検討を進める中で、関係者が一体となった輸出用米生産の取組を検討する必要がある。また、事業者に対し国や県支援事業の情報提供を行っていく必要がある。
③	販売戦略立案の検討を進めながら、子牛の改良方針の検討及びブランドの統合の協議を行う。

4-2 地産地消のイメージアップ (※中間評価後は施策名を「地産地消の推進」に変更)

(1) 取組内容

取組項目	実施状況	取組内容(上段:計画、下段:中間評価時点での取組状況)
① 直売所等の販売施設のPR	実施	<p>イベント等での直売所施設の活用や、施設ごとに特色のある地元食材などの情報発信を通じて、地産地消の拠点となる直売所のPRを推進します。</p> <p>市内農畜産物等の販売コーナーを設けている量販店や地元食材を活用する飲食店のPRを行います。</p> <p>産直施設及び地元食材を取り扱っている小売、スーパー等で市の地産地消施策に賛同する事業所を「おうしゅう“まるかじり”応援の店」として17事業所を認定したほか、奥州市産の農畜産物を年間通じて50%以上利用している飲食店を「う米のおうしゅう食の黄金店」として7事業所認定し、これらの事業所をおうしゅうまるかじりの日ポスター、市ホームページ及びSNSを活用して周知した。</p>
② 食の安全安心の確保	実施	<p>農業生産工程管理(GAP)について生産者が理解を深めるための研修会の開催等、GAPの取り組みを推進します。</p> <p>市内の直売所、市内産農畜産物の販売コーナーにおいては、生産履歴が管理された農産物等の出荷、販売を促進するなど、食の安全安心の確保に取り組みます。</p> <p>環境保全型農業直接支払交付金取組農家を対象に、GAPの内容、効果の理解を深める研修会(オンライン含む)、個別指導によりGAPの実施を推進した。</p> <p>市内の直売所や量販店等の産直コーナーでは、生産者名を表示し、顔の見える安心安全な農畜産物の販売に取り組んだ。</p>
③ 食育の推進	実施	<p>学校給食における地元食材の率先利用を継続するとともに、授業やイベントでの農業体験の実施、地域の行事食や郷土食を学ぶ料理教室の開催などを通じて、本市の農産物や伝統食を次の世代へ継承するための活動を推進します。</p> <p>学校給食会が定める単価と市産米の価格差を補てんする奥州市地産地消推進事業及び奥州っ子給食への食材提供を実施した。(令和2年度奥州っ子給食実施回数:平均 5.9 回)</p> <p>市内の多くの小中学校や幼保施設では農業体験や農家の出前授業等を実施した。(令和2年度農業体験を実施した小学校数:27 校中 22 校)</p>
④ おうしゅうまるかじりの日のPR	実施	<p>市民が地産地消について自ら考え行動する日として定めた「おうしゅうまるかじりの日(毎月第4土曜日)」の定着を目的に、おうしゅうまるかじりの日のPR資材の作成・配布や、市内の店舗等と連携したPR活動を推進します。</p> <p>「おうしゅう“まるかじり”応援の店」として17店舗認定し、おうしゅうまるかじりの日のPRポスターとミニノボリを作成・配布したほか、SNSによ</p>

		る情報発信を行った。(SNS情報発信回数:令和2年度 43回)
--	--	---------------------------------

(2)目的の達成状況

項目 (把握方法)	計画策定時 の現状値	2021年度(中間評価)		2026年度 (最終評価)
		計画	実績	
1 学校給食への地元食材の利用率 (教育委員会学校教育課調べ)	44%	45%	41%	49%
<p>【達成状況の要因分析】 『未達成』</p> <p>2021年度は、学校給食で使用したい時期に仕入れ先において確保ができないケースがあったとことで、多くの野菜で市産食材の利用率・数量が減少傾向となった。</p> <p>一方、キャンペーンを実施した里芋や、市の特産品である市産牛肉やりんご、通年使える豆腐、油揚げ等の加工品の使用数量が増えた。</p>				

(3)中間評価と今後の取組の方向性

①	<p>より一層市民の地産地消への意識が高まっていることから、適時適切な情報発信を行う必要がある。産直施設等のおすすめ商品や旬の食材をSNSで紹介する等により引き続き周知する必要がある。</p> <p>なお、取組項目名を「市内産農畜産物等の需要拡大」に改め、幅広く市内での市内産農畜産物の需要拡大に取り組む。</p>
②	<p>引き続きGAPの実践を推進し、生産工程管理による効率的な農業経営と環境負荷の低い農業生産を進める必要がある。</p> <p>※食の安心安全は地産地消だけでなく生産及び販売全般に関わることから、「1 消費地への戦略的な販路開拓」に掲載することとしたい。</p>
③	<p>地域の食材や食文化を学ぶにあたり、学校給食は非常に重要な取組であるが、今後給食施設の統合により一施設あたりの食数が増えた場合、給食施設が求める数量の確保やカット等の下処理が課題となり、給食における地元食材の利用率の低下が懸念される。</p> <p>学校給食については、引き続き奥州市産米の使用を継続するとともに、特色のある農畜産物や、新たに開発された加工品等の学校給食への供給を検討する必要がある。</p>
④	<p>未だ市民に定着していないため、おうしゅう“まるかじり”応援の店の協力を得ながら引き続き適時適切な情報発信を行う必要がある。</p> <p>※市内での市内産農畜産物等の需要拡大に関する取組の一環であることから、「①市内産農畜産物等の需要拡大」へ統合することとしたい。</p>

(4)総合計画後期計画における成果指標（農業振興ビジョンにおける目標と異なる指標を設定する場合）

指標名	単位	現状値 (R2)	中間目標値 (R6)	目標値 (R8)	目標設定 の考え方
主な農畜産物の 産直施設販売額	百万円	1,702	1,740	1,777	農業協同組合所管産直施設の売上販売目標を参考に試算したもの。

4-3 6次産業化の推進

(1)実施した主な事業

取組項目	実施状況	取組内容(上段:計画、下段:中間評価時点での取組状況)
① 6次産業化に挑戦する人材への支援	実施	<p>本市の農畜産物を主原料とした加工など、6次産業化により本市農畜産物の需要拡大を図るため、6次産業化にチャレンジする人材や組織に対し、施策等の試験的な取り組みの実施や設備の導入等について、支援を行います。</p> <p>奥州6次産業化推進事業補助金により、市産農畜産物を活用した6次産業化商品の開発や販路開拓等付加価値向上のための取組に対し支援を行った。(令和2年度補助金交付実績:2件)</p>
② 6次産業化に挑戦する人材の育成	実施	<p>生産者の課題を解決するための相談会や、セミナーの開催、目標実現のためのフォローを行います。また、「食」に関わる人材の育成に取り組みます。</p> <p>岩手県食のプロフェッショナルアドバイザーによる、相談者それぞれの課題に寄り添った「伴走型」のアドバイスや、ニーズに沿ったセミナーを実施した。(令和2年度個別相談件数:11件)</p>
③ 食の外部化に対応する6次化商品の研究	一部実施	<p>高齢世帯や共働き世帯の増加などによる食の外部化、簡便化の進展に対応する6次化商品の研究に取り組みます。</p> <p>食の外部化に対応する6次化商品の研究については、加工施設の整備の可能性を農業協同組合等と検討し、稼働率や採算についての課題があることから、現状は新たな施設整備は困難であり、外部委託による商品開発が主となることを確認した。</p> <p>なお、管内の2つの農業協同組合では、コロナ禍の巣ごもり需要を見込んで、バックごはんを委託製造し販売している。</p>

(2)目的の達成状況

項目 (把握方法)	計画策定時の現状値	2021年度(中間評価)		2026年度 (最終評価)
		計画	実績	
1 市の商品開発等の支援による6次産業化件数	5件	7件	7件	9件 (計画:10件)
<p>【達成状況の要因分析】 『達成』</p> <p>奥州6次産業化推進事業補助金(単費)により商品開発に至った件数であり、計画通り推移している。一方、補助金を活用せずに商品開発に至ったケースもあることから、個別相談等で把握した案件も含めることを検討し、より実態に沿った指標としたい。</p>				

(3)中間評価と今後の取組の方向性

① 農業者の新たなチャレンジの後押しが引き続き有効であることから、取り組む者の段階に応じた適切な支援を行えるように事業を見直す必要がある。
② 引き続き相談者に寄り添ったアドバイスやセミナーを開催し、6次産業化に挑戦する者を育成する必要がある。

また、外部の専門家も活用しつつ、県、農業協同組合及び商工会議所等、市内の関係機関で連携してフォローできるような体制を構築する必要がある。

③ 6次化商品いわゆる食品加工商品については、商品化しても成功するものは極めて少なく、難しい分野であることが岩手県工業技術センターからの情報で明らかになった。

このことから、6次化商品を開発する上では、食の外部化だけでなく多様なニーズを把握して商品開発する必要がある。

よって、今後の方向性としては、6次産業化に取り組む農業者や事業者が取り組みやすくなるよう継続的な支援が大切と考えている。

※取組項目①及び②に特化することとし、当項目は削除したい。

第5 方針5 農山村の振興

5-1 農村の保全と活性化

(1) 取組内容

取組項目	実施状況	取組内容(上段:計画、下段:中間評価時点での取組状況)
① 農村の維持・保全のための組織活動の強化	実施	<p>日本型直接支払制度の取組組織へのサポートを行うとともに、特色ある活動を奨励し、農村の維持・保全のための組織の活動を支援します。</p> <p>日本型直接支払制度の取組組織に対し、研修会や現地指導、出張受付・相談等を実施した。</p> <p>また、加算措置に取り組む組織については、個別相談等により制度活用に向けてきめ細かな支援を行った。(令和2年度:多面的 138 組織 中山間 201 協定 環境保全 67 組織、研修会 2 会場、現地指導 22 組織、出張受付 3 回)</p>
② 有害鳥獣対策の推進 【関連 1-3】	実施	<p>中山間地域の農業や農村保全を維持するため、農産物への鳥獣被害の抑止を目的とした防護柵の設置や、わなの貸し出し及び鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣の捕獲活動を支援します。</p> <p>また、集落など地域ぐるみによる被害対策の取組、鳥獣被害対策実施隊の担い手の支援を行います。</p> <p>電気柵設置や鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲への支援のほか、地域ぐるみの被害対策活動や日本型直接支払制度による鳥獣被害対策の活用を研修会等で周知し、地域意識の醸成を図った。</p> <p>また、鳥獣被害対策実施隊の担い手支援を新設した。(令和2年度:電気柵設置 計 6 件 延長 7,600m、有害捕獲 ニホンジカ 373 頭、イノシシ 85 頭、担い手支援 銃免許 7 件 わな免許 6 件)</p>
③ 地域活性化の取組の推進	実施	<p>地域の資源を活かし、農村に人を呼び込む等、農業や地域の活性化に結びつけるモデル的な取組を支援します。</p> <p>また、グリーン・ツーリズムなどの都市と農村の交流を促進する取組について支援します。</p> <p>東稲山麓地域の世界農業遺産認定に向けた取組の中で、地域活性化組織の活動について支援を行った。</p> <p>また、農業や地域活性化に向けた意欲的な取組を行っている地域を県に推薦し、いわて農林水産振興協議会長表彰の受賞に繋がった。</p> <p>おうしゅうグリーン・ツーリズム推進協議会を中心に都市と農村の交流を推進した。(コロナ禍の影響もあり、令和2~3年度は受入中止)</p>
④ 営農条件の改善	実施	<p>中山間地域等の小規模な農地の営農条件の改善に向け、日本型直接支払制度等を活用した簡易な基盤整備を進めるべく、取組組織における話し合いを支援します。</p>

		<p>日本型直接支払制度の取組組織に対し、研修会や個別相談等による組織の話し合いに向けた支援を行った。</p> <p>また、新設された県のいきいき農村基盤整備事業を周知し、希望組織への支援を行った。(令和2年度:1地区)</p>
⑤ 農地の新規取得の面積要件の緩和 【関連 2-3】	一部実施	<p>農村へのUIターン等による就農を推進するため、空き家への移住に伴う農地の新規の取得については、農地法による農地の新規取得の下限面積を緩和します。</p> <p>併せて、耕作放棄が進む地域等においては、空き家への移住を伴わない農地の新規の取得についても下限面積の緩和を検討します。</p> <p>空き家バンクを利用して、空き家への移住に伴う農地の取得について、農地法による農地の取得の下限面積について緩和した。(50a→1a)</p> <p>空き家バンクを利用した空き家への移住を伴わない農地の取得における下限面積について緩和した。(50a→30a)</p>

(2)目的の達成状況

項目 (把握方法)	計画策定時の現状値	2021 年度(中間評価)		2026 年度 (最終評価)
		計画	実績	
1 農業振興地域での新規転入就農者数 (奥州市資料)	11 名	15 名	5 名	20 名
2 多面的機能支払交付金制度の取組面積 (※) (奥州市資料)	14,997ha	14,997ha	14,220ha	13,500ha (計画:14,997ha)
3 中山間地域等直接支払制度の取組面積 (※) (奥州市資料)	6,110ha	6,110ha	5,647ha	5,250ha (計画:6,110ha)
4 電気柵設置延長(補助対象) ※新規設定	31km	44km	48km	69km
<p>【達成状況の要因分析】 『未達成』</p> <p>農村部は人口減少や高齢化が著しいことから、日本型直接支払制度の取組面積の維持が難しくなっている。中山間地域等直接支払制度は令和2年から第5期対策が開始され、協定農用地の見直しが図られたことで、取組面積が減少している。</p>				

(現行ビジョン策定時の目標値の考え方)

※多面的、中山間の取組面積は最大限まで拡大していることから、現在の取組面積の減少を抑止することを目標とする。

(3)中間評価と今後の取組の方向性

①	人口減少に伴い多面的及び中山間を含む日本型直接支払制度の取組面積は減少傾向にある。人口減少社会を踏まえ、取組面積の維持に向けた協定農用地追加の働きかけ、組織内の合意形成に向けたサポートを引き続き行う必要がある。
②	有害鳥獣による被害額は増加傾向にあることから、電気柵設置支援の拡充を含め、地域ぐるみの被害対策活動や日本型直接支払制度による鳥獣被害対策の活用を広げることにより、個人から地域全体としての被害対策を強化していく必要がある。
③	やる気や特色のある地域及び各種団体等の把握に努めながら、県等の支援制度の活用に向け

<p>たサポートを行っていく必要がある。</p> <p>グリーン・ツーリズム協議会会員の高齢化も進展しており、従来の教育旅行の受入れ体制が困難となる見込みである。今後は農泊についての機運醸成と民泊を伴わない農作業体験の在り方について検討を進める。</p>
<p>④ 日本型直接支払制度の取組組織等における営農条件の改善に向けた話し合いを通じて、県等の支援制度の活用に向けたサポートを行っていく必要がある。</p>
<p>⑤ 令和2年度から移住を伴わない農地の取得についても、下限面積を50aから30aに緩和している。この面積については、今後も農業委員及び農地利用最適化推進委員の意見を聴きながら検討を行う。</p>

(4)総合計画後期計画における成果指標（農業振興ビジョンにおける目標と異なる指標を設定する場合）

指標名	単位	現状値 (R2)	中間目標値 (R6)	目標値 (R8)	目標設定 の考え方
農村体験交流イベント参加者数(田植え、稲刈り、収穫体験等)	人	—	2,500	2,500	コロナ禍前の現状値(H30 農村生活体験受入者数2,498人)を目標とします。

5-2 山林の再生による特用林産物の振興

(1) 取組内容

取組項目	実施状況	取組内容(上段:計画、下段:中間評価時点での取組状況)
① 森林資源の再生	実施	<p>広葉樹林の伐採・更新を行うとともに、放射線物質のモニタリング調査を行って、放射線量の低減を図り、出荷制限の解除を目指します。</p> <p>広葉樹林を伐採して放射性物質のモニタリング調査を行い、データ収集を行った。</p>
② 資材の更新	実施	<p>現在、市内で生産できないホダ木等の生産資材の購入費用について、補助等の支援を検討し、計画的な資材更新による出荷制限の解除を目指します。</p> <p>自家生産できないホダ木等の生産資材について、購入費用の補助による支援を行った。</p>
③ 新たな特用林産物の育成	実施	<p>震災前に主産品であったしいたけに加え、わさびや山菜を本市の特産物として育成することを目的に、市場性の調査や産地化の検討に取り組みます。</p> <p>震災前に主産品であった原木しいたけに加え、わさびや山菜を本市の特産物として育成することを目的に、産地化の検討を進める一環として、畑わさびの試験栽培を実施した。</p>

(2) 目的の達成状況

項目 (把握方法)	計画策定時の 現状値	2021年度(中間評価)		2026年度 (最終評価)
		計画	実績	
農業振興ビジョン上関連する目標値の設定なし				

(3) 中間評価と今後の取組の方向性

①地元産のホダ木を利用できるようにするためには、放射性物質について今後も継続したモニタリング調査を行う必要がある。
②特用林産物の安定供給に向け、安全な生産資材を使用するための支援を継続する必要がある。
③出荷が制限されている特用林産物の出荷制限解除を目指すとともに、新たな特産物を育成する必要がある。

(4) 総合計画後期計画における成果指標（農業振興ビジョンにおける目標と異なる指標を設定する場合）

指標名	単位	現状値 (R2)	中間目標値 (R6)	目標値 (R8)	目標設定 の考え方
原木しいたけの生産量(累計)	kg	379	380	380	現状における生産数量の維持を目指す。

■農業振興ビジョン中間評価書等策定の経過

令和3年6月10日	令和3年度 第1回農林審議会(書面開催)	・市より奥州市農業振興ビジョンの中間評価案と改定案の策定に関する協力を依頼 ・審議会内の専門部会として中間評価プロジェクトチームを設置。
令和3年6月29日	第1回農業振興ビジョン中間評価プロジェクトチーム会議	① 座長及び座長代理の互選 ② 以下の項目の協議 ・プロジェクトチーム会議の進め方について ・中間評価(案)について
令和3年7月6日～ 7月21日	ヒアリング調査①	農事組合法人 上小田代、農事組合法人 アグリ笹森、青年農業士2名(畜産、園芸)に対してヒアリングを実施
令和3年7月28日	第2回農業振興ビジョン中間評価プロジェクトチーム会議	以下の項目の協議 ・中間評価(案)について ・奥州市農業振興ビジョン改定(案)の策定について
令和3年8月18日	市議会全員協議会	以下の項目の説明 ・奥州市農業振興ビジョン改定(案)の概要
令和3年9月10日	ヒアリング調査②	有限会社 下館農産に対してヒアリングを実施
令和3年10月5日	市議会産業経済常任委員会	以下の項目の説明 ・奥州市農業振興ビジョン中間評価(案)について ・奥州市農業振興ビジョン改定(案)について
令和3年10月11日	令和3年度第2回農林審議会	以下の項目の説明 ・奥州市農業振興ビジョン中間評価(案)について ・奥州市農業振興ビジョン改定(案)について
令和3年10月15日 ～10月29日(予定)	パブリックコメント手続	
令和3年11月2日	第2回農業振興ビジョン中間評価プロジェクトチーム会議	
～令和4年3月	令和3年度農林審議会	奥州市農業振興ビジョン改定案について諮問・答申

奥州市農林審議会条例

(設置)

第1条 総合的な農林業施策の推進に関し重要事項を調査及び審議するため、市長の附属機関として奥州市農林審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌)

第2条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 農林業振興のための基本的な施策に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、総合的な農林業施策の推進に関する重要事項に関すること。

2 審議会は、総合的な農林業施策の推進に関する重要事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 農林業関係団体の役職員
- (2) 商工業関係団体の役職員
- (3) 農林業者
- (4) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第5条 審議会に関し必要な事項を協議するため、専門部会を置くことができる。

(会議)

第6条 審議会は、市長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、農林部農政課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

奥州市農業振興ビジョン中間評価プロジェクトチーム設置要領

(令和3年6月10日奥州市農林審議会決定)

(趣旨)

第1条 この要領は、奥州市農林審議会条例（平成18年奥州市条例第15号）第5条の規定による専門部会として設置する奥州市農業振興ビジョン中間評価プロジェクトチーム（以下「中間評価プロジェクトチーム」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 中間評価プロジェクトチームの所掌事項は、奥州市農業振興ビジョンの中間評価及び改定案の検討、これらに必要な調査、企画、資料の作成等を行うこととする。

(組織)

第3条 中間評価プロジェクトチームは、市の職員並びに奥州市農林審議会条例第3条第1項第1号又は第4号の規定により委嘱された委員が属する組織から推薦された者をもって構成する。

(座長及び座長代理)

第4条 中間評価プロジェクトチームに座長及び座長代理1人を置き、構成員の互選とする。

2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 中間評価プロジェクトチームは、座長が招集する。ただし、最初の会議は、奥州市農林審議会会長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 座長が会議を招集する時間的余裕がない場合または特段の事情があると認める場合は、構成員に回議して中間評価プロジェクトチームの審議に代えることができる。

(検討組織)

第6条 ビジョンの策定及び検討に必要な調査、企画、資料の作成等を行うため必要と認めるときは、中間評価プロジェクトチーム内に別に検討組織を置くことができる。

(報告)

第7条 座長は、中間評価プロジェクトチームでの協議結果を奥州市農林審議会会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 中間評価プロジェクトチームの庶務は、農林部農政課において処理する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

奥州市農林審議会委員名簿

(任期：R2. 8. 1～R4. 7. 31、R3. 4. 1時点)

	区分	所属	職名	氏名	フリガナ	備考
1	1号委員	岩手ふるさと農業協同組合	経営管理委員会会長	後藤 元夫	ゴトウ モトオ	
2	1号委員	岩手江刺農業協同組合	代表理事組合長	小川 節男	オカワ セツオ	
3	1号委員	岩手県農業共済組合胆江地域センター	統括理事	及川 良男	オカワ ヨシオ	
4	1号委員	奥州地方森林組合	代表理事組合長	小原 剛一郎	ホハラ コウイチロウ	
5	1号委員	胆沢平野土地改良区	理事長	及川 正和	オカワ マサカズ	
6	1号委員	奥州市農業委員会	会長	阿部 恒久	アベ ツネヒサ	
7	2号委員	奥州商工会議所	専務理事	菊地 浩明	キクチ ヒロアキ	
8	2号委員	前沢商工会	副会長	三浦 真	ミウラ マコト	
9	3号委員	胆江地方農村青年クラブ	会員	佐々木 久江	ササキ ヒサエ	
10	3号委員	胆江地方農業農村指導士会	会長	及川 欣一	オカワ キンイチ	
11	3号委員	奥州市認定農業者協議会	会長	阿部 正三	アベ マサミ	
12	3号委員	岩手ふるさと農業協同組合女性部	部長	菅原 情子	スガワラ セイコ	
13	3号委員	岩手ふるさと農業協同組合女性部	副部長	佐藤 今子	サトウ イマコ	
14	3号委員	岩手江刺農業協同組合女性部	部長	佐藤 好枝	サトウ ヨシエ	
15	3号委員	岩手江刺農業協同組合女性部	副部長	佐藤 康子	サトウ ヤスコ	
16	3号委員	胆江地方産直施設連絡会	副会長	秋葉 伊一郎	アキバ イイチロウ	
17	4号委員	東北農政局岩手県拠点	総括農政推進官	佐々木 進	ササキ スム	
18	4号委員	岩手南部森林管理署	署長	中島 章文	ナカシマ アキミ	
19	4号委員	県南広域振興局農政部	副局長兼農政部長	高橋 浩進	タカハシ コウシン	
20	4号委員	県南広域振興局林務部	林務部長	及川 竜一	オカワ リュウイチ	
21	4号委員	県南広域振興局農政部農村整備室	室長	菊池 力	キクチ チカラ	
22	4号委員	奥州農業改良普及センター	所長	佐藤 明子	サトウ アキコ	
23	4号委員	岩手県県南家畜保健衛生所	所長	千葉 伸	チバ シン	

奥州市農業振興ビジョン中間評価プロジェクトチーム会議構成員名簿

所 属	職 名	氏 名	備 考
岩手ふるさと農業協同組合	営農企画課長	岩渕 政記	
岩手江刺農業協同組合	次長兼営農振興課長	藤沢 英彦	
岩手県農業共済組合胆江地域センター	収穫共済課長	及川 光夫	
奥州地方森林組合	森林整備課長	菊池 甚裕	
胆沢平野土地改良区	企画換地課長	石川 康幸	
奥州市農業委員会	事務局長	菊池 紀人	
東北農政局岩手県拠点	総括農政推進官	佐々木 進	
岩手南部森林管理署	森林技術指導官	齋藤 晃	
県南広域振興局農政部	農政調整課長	三角 正裕	
県南広域振興局林務部	技術主幹兼 林業振興課長	菊池 春彦	
県南広域振興局農政部農村整備室	技術主幹 兼農村計画課長	細谷 文彦	
奥州農業改良普及センター	地域指導課長	長谷川 聡	
県南家畜保健衛生所	大家畜課長	八重樫岳司	
奥州市農林部	農政課長	小岩 敬一	
奥州市農林部	農地林務課長	菊地 健也	
奥州市農林部	食農連携推進室行政専門監	鈴木 清浩	

奥州市 における農業の現状と変化 - 農林業センサスより -

広域・普及区分

市町村名

旧市町村名

比較地域

岩手県

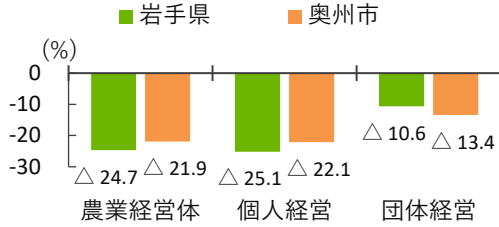
県南広域振興圏

奥州市

岩手県

1 農業経営体数

(2015~2020の増減率)

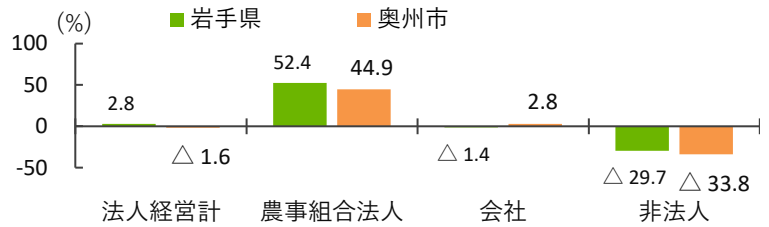


単位：経営体

区分	農業経営体	個人経営	団体経営
2015	8,005	7,811	194
2020	6,252	6,084	168

2 組織形態別経営体数(団体経営体)

(2015~2020の増減率)

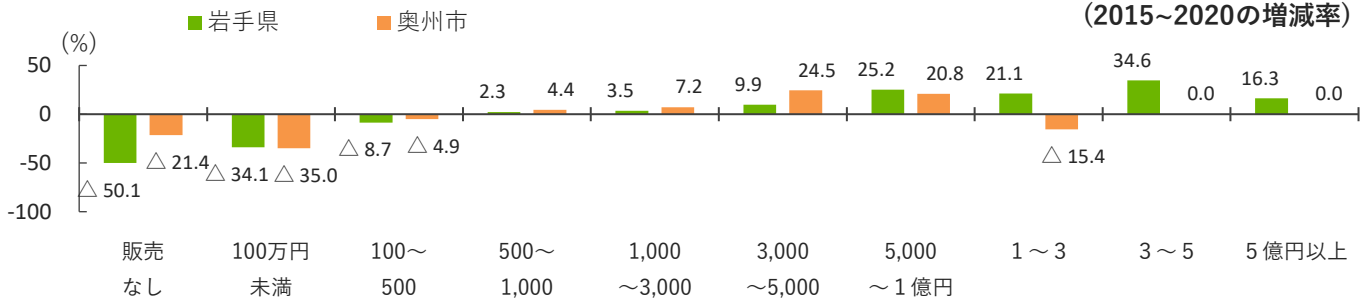


単位：経営体、%

区分	法人化している				地方公共団体等	法人化していない	団体経営に占める法人割合
	計	農事組合法人	会社	その他			
2015	123	49	36	38	-	71	63
2020	121	71	37	13	-	47	72

3 農産物販売金額規模別経営体数

(2015~2020の増減率)

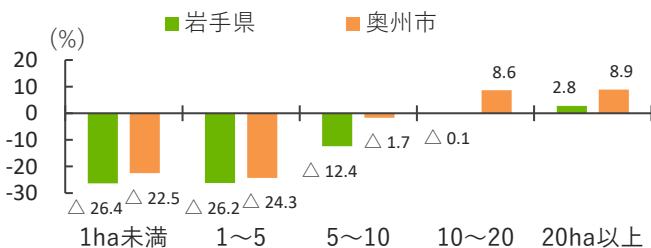


単位：経営体

区分	販売なし	100万円未満	100~500	500~1,000	1,000~3,000	3,000~5,000	5,000~1億円	1~3	3~5	5億円以上
2015	398	4,569	2,413	344	195	49	24	13	-	-
2020	313	2,972	2,295	359	209	61	29	11	2	1

4 経営耕地面積規模別経営体数

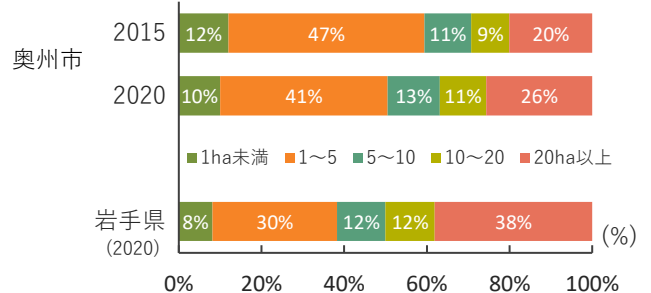
(2015~2020の増減率)



単位：経営体

区分	1ha未満	1~5	5~10	10~20	20ha以上
2015	3,403	4,119	288	116	79
2020	2,639	3,118	283	126	86

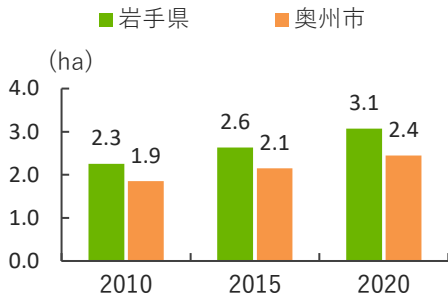
5 経営耕地面積規模別面積



単位：ha

区分	1ha未満	1~5	5~10	10~20	20ha以上
2015	2,045	8,073	1,924	1,569	3,415
2020	1,503	6,104	1,889	1,695	3,858

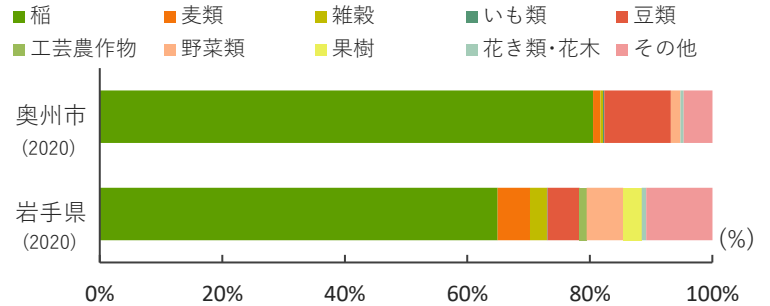
6 1経営体当たり経営耕地面積



単位：ha

区分	計	自作地	借入地
2010	1.9	-	-
2015	2.1	1.5	0.7
2020	2.4	1.6	0.9

7 販売目的の作物の類別作付（栽培）面積

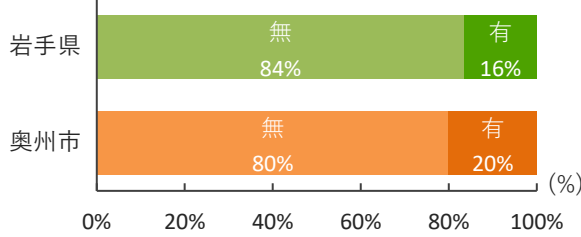


単位：ha

区分	稲	麦類	雑穀	いも類	豆類	工芸農作物	野菜類	果樹	花き類・花木	その他
2020	10,285	154	55	28	1,384	x	200	x	71	597

8 データの活用状況

(データの活用の有無)

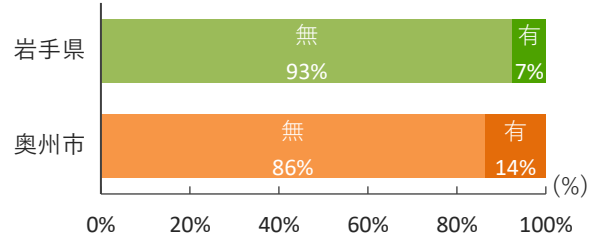


単位：経営体

区分	データを活用した農業を行っている				データを 活用して いない
	計	取得して活用	取得・記録して活用	取得・分析して活用	
2020	1,252	726	456	70	5,000

9 有機農業の取組状況

(有機農業の取組の有無)

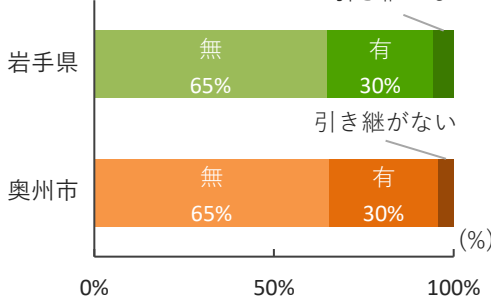


単位：経営体、ha

区分	有機農業に取り組んでいる					有機農業に 取り組んで いない
	実経営 体数計	水稲	大豆	野菜	果樹	
2020	(経営体) 857	(ha) 1,311	(ha) 63	(ha) 17	(ha) 36	(経営体) 5,395

10 5年以内の後継者の確保状況

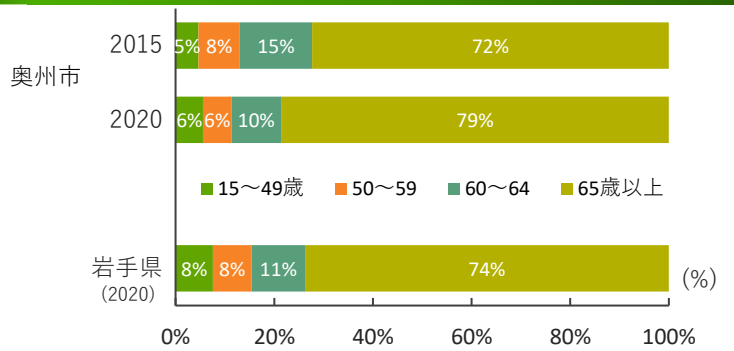
(後継者の有無) 引き継がない



単位：経営体

区分	後継者を確保している	後継者を確保していない	5年以内に農業経営を引き継がない
2020	1,894	4,091	267

11 年齢別基幹的農業従事者数



単位：人、歳

区分	計	15～49歳	50～59	60～64	65歳以上	平均年齢
2015	9,057	423	758	1,327	6,549	69
2020	7,046	393	405	711	5,537	70